

【情報館】●特にごとわりのないものは1月4日(金)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。



国民年金保険料の納付は 便利な口座振替で

国民年金保険料は、納付書に現金を添えて金融機関などの窓口で納める方法と、口座振替で納める方法があります。

口座振替をお申し込みいただくと、毎月金融機関等に出向く手間が省けてとても便利です。口座振替は、1年分または半年分を前払いして、一定の割合で割引になる「前納制度」を利用できるほか、「当月末引き落とし」による毎月納付でも50円割引になる制度があります。

詳細は、所沢社会保険事務所へお問い合わせください。

【口座振替の手続き】 手続き先 金融機関等の窓口 必要なもの ①年金手帳や納付書② 預(貯)金通帳③通帳届出印④口座

第8回特別弔慰金 ~請求受付中~

戦没者等の遺族に対する第8回特別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。

請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。 ◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。

支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない遺族で、次の(1)~(5)の順位による先順位の方1人

◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

(1)平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2)戦没者の子

(3)戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

◎平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組をしている方は除きます。

(4)前述の(3)の◎が理由で対象にならなかった①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

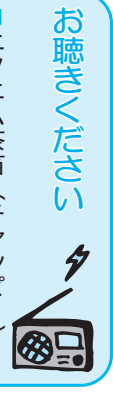
(5)上記(1)~(4)以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限る)

支給国債 第8回特別弔慰金「い」号 額 面 40万円(10年償還の記名国債)

請求期限 平成20年3月31日(月) 受付場所・時間 市役所1階・福祉総務課/午前9時~11時30分、午後1時~4時30分

問い合わせ 福祉総務課(☎2998-9113・FAX2998-1147)

座振替納付申出書 ◎口座振替納付申出書は、金融機関等の窓口へ備え付けてあります。また、納付書にもつづらられています。 問い合わせ 所沢社会保険事務所(☎2998-0100・FAX2992-3119)



■エフエム茶番(チャッピー) 周波数 77.7メガヘルツ ラジオ版・広報とことろざわ ▼月々金曜日:午前10時30分~ ▼土・日曜日:午前11時~ ◎放送時間は3分間です。 — 広報ラジオ番組

税の夜間・休日 特別納税窓口を開設

市税を夜間・休日に納税できます。ぜひご利用ください。 また、電話による納税相談も受け付けています。 ▼夜間:1月4日(金)、29日

下水道排水設備指定工事店の指定 (有)小島工業(飯能市川寺549-2/☎042-972-2635)

問い合わせ 下水道総務課(☎2998-9213・FAX2998-9408)

国民健康保険税の 夜間特別納税窓口を開設 国民健康保険税を夜間に納税できます。ぜひご利用ください。 また、電話による納税相談も受け付けています。 とき 1月28日(月)~31日(木)/午後5時~8時

市役所1階・国保年金課 問い合わせ 国保年金課(☎2998-9131・FAX2998-9061)

行政相談のお知らせ 総務省から委嘱された行政相談委員および関東管区行政評価局行政相談官が、国などの行政機関への苦情や要望について相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。 特設行政相談 とき/ところ 1月25日(金)/午前10時~午後3時30分/市役所1階・市民ホール

総務大臣が委嘱した行政相談委員 ▼河本令子氏・池田美知子氏・川野当子氏・田代宇悦氏・越部芳加氏 ▼増田敏郎氏

定例相談 とき/ところ 毎週金曜日/午後1時~3時30分/市役所1階・市民相談課

総務省関東管区行政評価局でも相談に応じています。 行政苦情110番 ☎048-601-1100

子ども(ご)ご悩みを持つ 保護者へのグループカウンセリング 小学生の気になる行動(発達障害) とき・ところ 1月22日(火)/午前10時~教育センター

相談者 教育相談室相談員 ◎希望者には継続して教育相談を行う予定です。 申し込み・問い合わせ 教育センター(☎2924-3333・FAX2923-2395)へ電話

中小企業経営者向け金融・経営 無料よび相談会 埼玉県信用保証協会の職員(中小企業診断士)による、金融・経営全般にかかる相談会です。資金調達や

交通遺児等 援護金を給付

県・交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に、援護金を給付しています。

給付対象遺児 県内に在住する乳幼児ならびに小・中・高等学校および各種学校に在学する平成元年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、右表の世帯に属する方

交通遺児等の人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

給付額 年額5万円(遺児1人)

給付時期 平成20年4月下旬に給付(給付日は未定)

申請書類 市役所2階・交通安全課、小・中学校などに備え付けの「交通遺児援護基金のしおり」を参照

申請方法 1月31日(木)までにみずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063・さいたま市浦和区高砂2-6-18)へ郵送または持参

交通遺児等とは 保護者(一方または双方)が、交通事故により死亡または重い障害(おおむね身体障害者手帳の基準で1~3級相当)を生じた18歳以下の方です。

問い合わせ 埼玉県・交通安全対策協議会(県・交通安全課内/☎048-830-2958・FAX048-830-4757)

事業経営について、ご相談ください。 とき 1月4日(金)、2月1日(金)/いずれも午後1時30分~4時30分

ところ 市役所2階203会議室 対象 中小企業経営者(個人・法人問わず)

◎申し込み順に相談の予約を受け付けます。相談時間は、約1時間です。 申し込み・問い合わせ 商工労政課(☎2998-9155・FAX2998-9162)へ電話またはFAX

中小企業借入金利子補給金の 申請を受け付け 市では、市の中小企業向け融資制度を利用した事業者に対し、利子補給金を交付しています。 該当者には1月8日(火)に申請書類を郵送しますので、期限内に申請してください。

対象資金 総合支援資金、中小企業支援資金、小口資金 対象利子 平成19年1月1日~12月31日に返済した利子

提出書類 所定の申請書、証明書(金融機関の証明を添付)、請求書 申請先・問い合わせ 2月5日(火)までに、市役所2階・商工労政課(☎359-8501・並木1-1-1/☎2998-9155・FAX2998-9162)へ持参または郵送

秋の「環境美化の日」 一斉美化清掃活動が実施されました 昨年の11月4日に、一斉美化清掃活動が市内全域で実施されました。当日は、21,028人の市民の皆さんが参加され、道路・広場・空き地等に散乱していたごみを回収していただきました。

ごみの回収量 燃やせるごみ 27.88トン 燃やさないごみ 8.74トン びん・かん 3.82トン 粗大ごみ 8.22トン 合計 48.66トン

問い合わせ 生活環境課(☎2998-9370・FAX2998-9105)